

公認審判員の昇格申請に関する留意事項

1 審判講習会について

- (1) 審判講習会（伝達講習会）は、講習会欄に押印（記入）する。
- (2) 審判講習会の出席回数は、原則として5年間で4回以上出席しなければならない。ただし、講習会は1年間に何回出席しても、1年に1回の扱いでしかない。
- (3) 同一年度における2回目以降の伝達講習会、それ以外の審判講習会は、競技会記録欄に押印（記入）する。

2 競技会の出席回数について

- (1) 年度毎（4/1から翌年3/31）の出席回数をカウントし、過去5年間で33回以上、平均して競技会に出席していることが必要である。
- (2) 同一日に複数の競技会に出席しても、出席回数は1回とする。
- (3) 競技会の準備、後片づけが競技会の前日、後日に行われても、準備、片づけについては、競技会の出席回数に入らない。
- (4) 審判講習会、審判研修は、原則として競技会の出席回数に入らない。ただし、年度内において、複数の審判講習会に参加した場合は、2回目以降の審判講習会出席回数を競技会の出席としてカウントする。

3 昇格年限について

- (1) 取得年、及び年齢は、その年度の3月末を基準とする。
 - S級公認審判員は、旧制度における第1種公認審判員の経験年数を加算し、A級公認審判員として満10年を経過した60歳以上の者。
 - A級公認審判員は、旧制度における第2種公認審判員と第3種公認審判員の経験年数を合わせて加算し、B級公認審判員として満10年を経過した者。
 - B級公認審判員は、満18歳以上の者。
- (2) 取得年月、及び生年月日を西暦に直す際に、換算の間違いないようにする。

4 手帳の不備について

- (1) 提出する手帳について、写真、割印、認印、記載等の不備があってはならない。
- (2) 手帳を新しく切り替え、競技会の回数が新旧の手帳にまたがったり、現在の資格を有した手帳が異なったりする場合は、昇格の資料として新旧両方の手帳を提出する。
- (3) 申請時にまとめて追認したり、印を同一日にまとめて押したりした疑いのあるものは、無効となる場合がある（やむを得ない場合は、その理由を明確に記述し、競技会出席一覧等を添付するとともに、郡市陸協会長名の確認書を提出する）。
- (4) 手帳が破損したり、洗濯により文字の識別が困難となったりした場合も同様に、補助資料と郡市陸協会長名の確認書の提出が必要である。
- (5) 競技会名を鉛筆で記入したものや、年月日、陸協印のないものは無効となる。